

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する等の規則
- ◇告 示 結核予防法による医療機関の指定
肥料の登録の有効期間の更新
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
保安林の指定の解除
- ◇選管告示 新たにちなおうとする土地改良事業の認可
道路の位置の指定
鳥取県議会の議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

規 則

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する等の規則

(鳥取県立高等看護学院管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)第五条」を「鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第十条」に改める。

(鳥取県立高等看護学院学則の廃止)

第二条 鳥取県立高等看護学院学則(昭和二十九年三月鳥取県規則第十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

示 告

鳥取県告示第六百五十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十二年十月廿三日	加藤整形外科医院	鳥取市片原三丁目二	加藤泰弘

鳥取県告示第六百五十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基つき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三八号	大栄複合肥料 麦第一号	アンモニヤ性窒素七・三 く溶性りん酸 九・一 うち 水溶性りん酸 三・〇 水溶性加里 八・八	東伯郡大栄町由良宿 五六一 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
鳥取県 第三九号	大栄複合肥料 麦第二号	アンモニヤ性窒素五・六 く溶性りん酸 一〇・八 うち 水溶性りん酸 四・四 水溶性加里 八・三 く溶性苦土 一・八	東伯郡大栄町由良宿 五六一 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正
鳥取県 第三〇号	マンガン、ほり梨完全複合	窒素全量 九・〇 アンモニヤ性窒素六・三 りん酸全量 七・〇 うち 可溶性りん酸 五・〇 うち 水溶性りん酸 四・五 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・八 く溶性マンガン 一・〇 く溶性ほう素 〇・四	倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博

鳥取県告示第六百五十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及びみつばちの所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びふそ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 3 ふそ病検査

みつばち
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチノール製剤投与
- 5 ふそ病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

結核病検査及びブルセラ病検査

実施日期	実施区域	実施場所	実施日期	
			一 次	二 次
十一月六日	大栄町	北山、徳昌、岩坪検診場	十一月九日	大栄町
"	東伯町	平和	"	東伯町
"	関金町	真野原、新興、明高、経営大学校	十一月十日	関金町
"	東伯町	岩船、岩本谷、一ツ屋、三保	"	東伯町
"	"	金屋、杉下、森藤	十一月十六日	"
"	赤碕町	光、尾張、高岡、金屋	"	赤碕町
"	東伯町	中津原、三本杉、別宮、宮場、上法万	十一月十七日	東伯町
"	赤碕町	上中村、中村、太一垣、出上	"	赤碕町
"	東伯町	法万、上光好、下光好	十一月十八日	東伯町
"	関金町	松河原、安歩、郡家、金屋、関金宿	"	関金町
"	倉吉市	大宮、西鴨、小鴨、福守	十一月二十日	倉吉市
"	大栄町	大谷、妻波、別所	"	大栄町
"	"	瀬戸、六尾、亀谷	十一月二十四日	"
"	東伯町	福永、山田、公文、倉坂	"	東伯町
十月三十日	鳥取市	明治	十一月二十五日	鳥取市

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施日期	実施区域	実施場所
十一月六日	大栄町	比山、徳昌、岩坪検診場
"	東伯町	平和
"	関金町	真野原、新興、明高、経営大学校
"	東伯町	岩船、岩本谷、一ツ屋、三保
"	"	金屋、杉下、森藤
十一月十三日	赤碕町	光、尾張、高岡、金屋

十一月一日	"	千代水
"	"	美保、中ノ郷
十一月四日	"	美穂、大和
"	"	豊美、米里
十一月六日	"	鹿野
"	"	小田
十一月八日	"	鹿野
"	"	本庄
十一月十日	"	逢坂
"	"	河原
十一月十一日	"	鹿野
"	"	勝谷
十一月十二日	"	河原
"	"	国英
十一月十三日	"	散岐
十一月十四日	"	"
十一月十五日	"	"
十一月十七日	"	"
十一月十八日	"	"
十一月二十日	"	"
十一月二十三日	"	"
十一月二十四日	"	"
十一月二十五日	"	"

り、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字勝負谷一二四三の二、字奥長尾二二四四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧にする。)

鳥取県告示第六百六十一号

昭和四十二年五月三十一日付けで海士土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(区画整理)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

岩美郡福部村大字細川海士土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市新町一丁目 徳 安 博 之	倉吉市下田中字藤田	幅員 四メートル 延長 三五メートル
	五二七―七	
	五二八―一一	
	五二八―一三	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十二年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 定 治

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙(気高郡選挙区)
- 2 期 間 昭和42年4月1日第1回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
489,400円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	刑部留蔵	所属党派	無所属	出納責任者氏名	刑部留蔵
-------	------	------	-----	---------	------

収入			支出		
氏名 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所 集合会場費
その他の寄附	一件	—	通信費	交通費	印刷費
その他の収入	—	—	広告費	文具費	食糧費
今回計	—	—	宿泊費	雑費	—
前回計	—	—	—	—	—
総計	—	—	今回計	—	—
			前回計	—	—
			総計	—	—

報告書受理年月日	昭和42年10月9日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年4月15日執行鳥取県議会議員選挙（東伯郡選挙区）
- 2 期 間 昭和42年3月30日から 第1回分
昭和42年3月31日まで
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
510,800円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	松本親雄	所属党派	無所属	出納責任者氏名	松本永正
収入	支出				
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円
				家屋費	—
				選挙事務所費	—
				集合会場費	—
				通信費	—
				交通費	—
				印刷費	—
				広告費	—
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
				雑費	—
その他の寄附 一件	—			今回計	—
その他の収入	—			前回計	—
今回計	—			総計	—
前回計	—				
総計	—				

報告書受理年月日 昭和42年7月17日 第1回報告分